

若年がん患者在宅療養支援事業のご案内

千代田区では、がんで療養する40歳未満の方が、住み慣れた自宅で安心して療養生活を送ることができるように、在宅介護サービス、福祉用具貸与などの在宅療養にかかる費用の一部を助成します。

【 制度の概要 】

◆ 助成の対象となる方 ◆

在宅生活の支援や介護が必要な方のうち、次の項目のすべてにあてはまる方

申請日および
サービス利用日時点で
千代田区に住民登録のある方

40歳未満で、
がんの末期状態と
診断された方

他の法令等において
同等の助成または給付を受ける
ことが出来ない方

◆ 助成対象となるサービスの内容・費用 ◆

区分	サービス等の種類		助成対象額	助成割合 (助成上限額)
① 主治医の意見書作成	本事業の交付申請時に必要となる主治医の意見書の作成費用		5,000円	全額 (5,000円)
② ケアプランの作成 (居宅介護支援)	ケアマネジャーが利用者の要望や心身の状況に応じて、サービス利用計画の作成や介護事業者等の調整を行った場合にかかる費用		15,000円 ※ 初回のみ 20,000円	全額 (15,000円) ※初回のみ 20,000円)
③ 居宅介護サービスの利用	訪問介護、訪問入浴介護、訪問リハビリテーション、夜間対応型訪問介護の利用にかかる費用		月額 60,000円	9割 (54,000円)
④ 福祉用具の貸与	手すり、スロープ、歩行器、歩行補助つえ、車いす(付属品含む)、特殊寝台(付属品含む)、床ずれ防止用具、体位変換機、徘徊感知機器、移動用リフト、自動排泄処理装置の貸与にかかる費用			
⑤ 福祉用具の購入	備品	腰掛便座、自動排泄処理装置の交換可能部品、入浴補助用具、簡易浴槽、移動用リフトのつり具部分の購入にかかる費用	年額 100,000円	9割 (90,000円)
	消耗品	紙おむつ等(在宅生活の支援や介護に必要と判断できる物品)の購入にかかる費用	年額 30,000円	9割 (27,000円)

※ 20歳未満の小児慢性特定疾病医療費の支給を受けている方が利用できるサービスは ①、②、③です。
 ※ 生活保護世帯の場合は、各区分の助成対象額が助成の上限額となります。

◆ 利用（助成）のながれ ◆

① 交付申請

利用（助成）を希望される場合、「交付申請書」・「主治医の意見書」・「利用等にかかる見積書」を下記申込先までご提出ください。

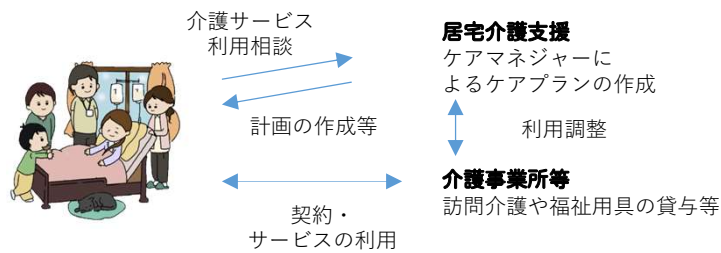
② 交付決定

申請内容を審査した上で、区から申請した方へ「交付決定通知書」を郵送します。（「交付決定通知書」を受け取ったあとに利用したサービスが助成対象です。）

③ サービス利用

サービス利用は、希望するサービスに合った介護サービス事業所などに直接お申込みください。助成上限額、助成割合はサービスにより異なるため、表面「◆ 助成対象となるサービスの内容・費用 ◆」をご確認ください。

【サービス利用のイメージ】



④ 利用料の支払い

サービスの利用にかかった費用は一旦ご自身でお支払いいただき、「費用を支払った日付や金額の明細が分かる書類（領収書など）」と「サービス内容（利用日・内容・回数・金額）が記載された明細（サービス等利用明細書など）」を必ず発行してもらってください。

⑤ 助成金の請求

各四半期の末日の翌月末（※1）までに次の書類を、下記申込先までご提出ください。
 ① 千代田区若年がん患者在宅療養費助成金交付請求書、② 費用を支払った日付や金額の明細が分かる書類（領収書などの原本）、③ サービス等利用明細書や福祉用具の貸与が証明できる書類などサービス内容がわかる書類、④ 請求者の本人確認書類、⑤ 振込先口座が確認できる書類（通帳などの写し）
 （※1）第4四半期（12/31～3/31）に利用された場合は3月末日までにご提出ください。
 ※ ③は利用するサービスにより提出書類が異なります。詳細はHPでご確認ください。
 ※ ④、⑤は初回のみ必要な書類です。2回目以降の申請では提出の必要はありません。

⑥ 助成金の交付

申請内容を審査し、助成額が決定した対象者には助成金交付額決定通知書を郵送します。助成金は、指定された口座に振り込みます。
 ※ 決定通知から助成金振込まで通常1か月程度かかります。

※ 申請にあたり必要な書類は、区のホームページでダウンロードできるほか、区役所2階の区政情報コーナーや、千代田保健所でも配布しています。（<https://www.city.chiyoda.lg.jp/koho/kenko/iryo/ryoyohiyojosei.html>）

◆ 注意事項について ◆

- (1) 居宅介護サービスの利用のうち、「訪問介護」とは身体介護サービス（食事介助、入浴介助、移乗介助、清拭等）、生活援助サービス（掃除、洗濯、食事準備、移動介助、育児支援など）が含まれます。サービスの範囲内での利用であれば、助成対象となります。
- (2) 福祉用具の購入にかかる費用のうち、「消耗品」とは紙おむつや清拭クロス、衛生材料等、在宅生活やその介助のなかで必要と判断される物品が対象となります。
- (3) 本助成金の交付申請が可能な方は、助成対象者および助成対象者と同一世帯の18歳以上の方です。
- (3) 領収書やサービス等利用明細書の様式は問いませんが、①宛名（フルネーム）、②費用を支払った日、③金額、④サービスや商品の内容または内訳、⑤領収書発行者の名称及び住所、全ての記載が必要です。



お問合せ・申込先

千代田保健所 健康推進課 健康推進係
 〒102-0073 千代田区九段北1-2-14
 ☎ 03(5211)8171